

上桂川漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・ 遊漁料の改正
- ・ 遊漁料免除内容の変更

2 新旧対照表

変更前				変更後					
(遊漁料の額及び納付の方法)				(遊漁料の額及び納付の方法)					
第 7 条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては次の表の額の 20 パーセント以内、日券においては 50 パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。				第 7 条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては次の表の額の 20 パーセント以内、日券においては 50 パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。					
魚種	漁具漁法		期間	遊漁料	魚種	漁具漁法		期間	遊漁料
あゆ	竿釣(友釣、素掛け)、網(投網、刺網、寄せ網)、水眼鏡、水視眼鏡		年券	<u>13,600 円</u>	あゆ	竿釣(友釣、素掛け)、網(投網、刺網、寄せ網)、水眼鏡、水視眼鏡		年券	<u>13,900 円</u>
			日券	4,500 円				日券	4,500 円
ます類	あまごにじます	竿釣	年券	<u>5,200 円</u>	ます類	あまごにじます	竿釣	年券	<u>6,000 円</u>
			日券	<u>2,000 円</u>				日券	<u>3,000 円</u>
はえこい	竿釣、網(投網、刺網、寄せ網)		年券	<u>2,300 円</u>	はえこい	竿釣、網(投網、刺網、寄せ網)		年券	<u>2,500 円</u>
うなぎ	手釣、竿釣、もじ、延縄、水眼鏡、水視眼鏡				うなぎ	手釣、竿釣、もじ、延縄、水眼鏡、水視眼鏡			
かわよしのぼり	籠、タモ網、水眼鏡、水視眼鏡		日券	<u>700 円</u>	かわよしのぼり	籠、タモ網、水眼鏡、水視眼鏡		日券	<u>1,000 円</u>
2 略				2 略					
3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第 1 項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。				3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第 1 項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。					
				ア遊漁する者の区別		イ遊漁料			
				満 18 歳以下の者		免除			
				身体障害者		<u>年券に限り、第 1 項に規定する各料金の 2 分の 1 の額</u>			

4 前項の規定による遊漁料を適用しようとするときは、**組合員**は、当該申請者に対し、同項の表のア欄に掲げる者に該当することを証する書類の提示を求めることができる。

ア遊漁する者の区別	イ遊 漁 料
満 18 歳以下の者	免 除
身体障害者	第 1 項に規定する各料金の 2 分の 1 の額

4 前項の規定による遊漁料を適用しようとするときは、**組合**は、当該申請者に対し、同項の表のア欄に掲げる者に該当することを証する書類の提示を求めることができる。